

2. アンケート調査結果の整理・分析

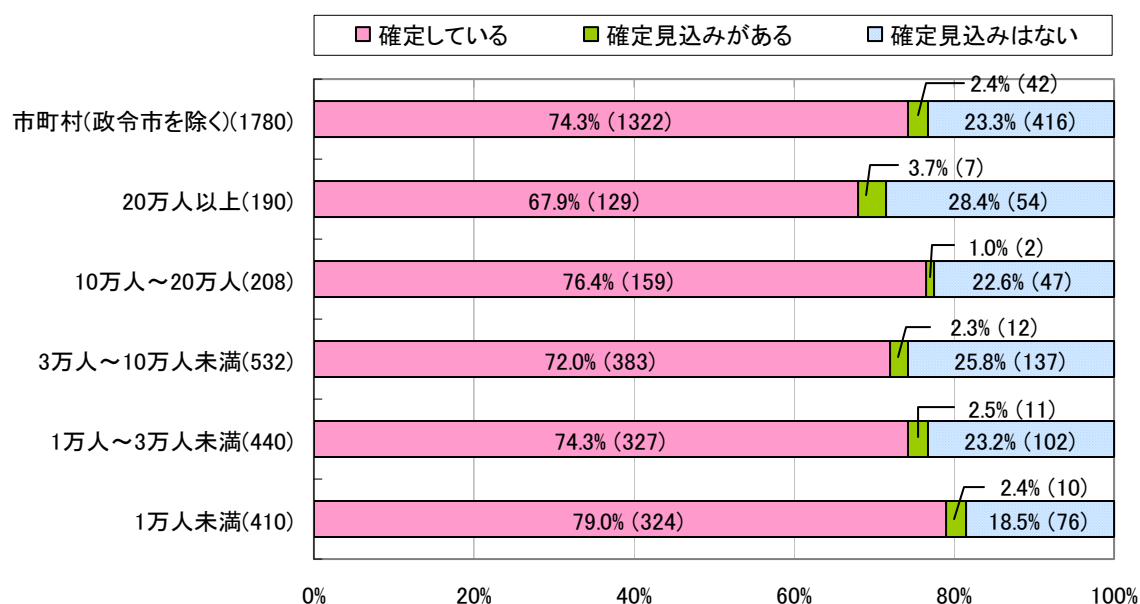
2.1 犯罪被害者等施策を総合的に推進する体制づくり

(1) 犯罪被害者等施策担当窓口部局

1) 犯罪被害者等施策担当窓口部局の確定状況について

地方公共団体について、施策担当窓口部局の確定の有無について尋ねたところ、全ての都道府県・政令市では窓口部局が確定し、政令市を除く市町村の約7割が「確定している」との回答であった。政令市を除く市町村について人口規模別に見ても、特に顕著な傾向は見られなかった。

施策担当窓口部局の確定状況（グラフ）



注) 都道府県、政令市では全地方公共団体で施策担当窓口部局は確定している。
(政令市を除く 全市町村 n=1,780)

都道府県別、市町村別に犯罪被害者等施策担当窓口部局の確定状況を見ると、50%に満たない県から 100%確定済みまで様々である。平成 19 年 11 月の前回調査では 52.4%であり、今回調では 20 ポイント程度増加し、74.5%となった。

都道府県別市町村の施策担当窓口部局の確定状況(表)

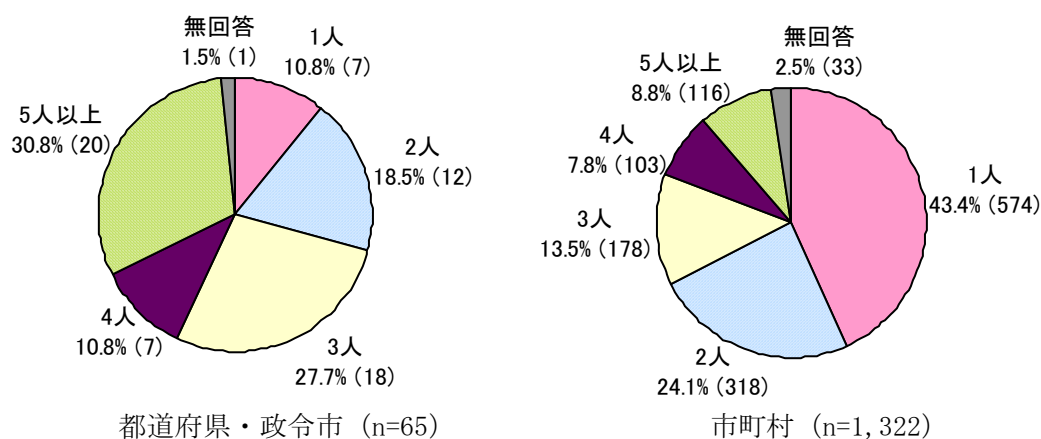
都道府県	市町村数	確定済み 市町村	(%)	都道府県	市町村数	確定済み 市町村	(%)
北海道	180	152	84.4%	滋賀県	26	19	73.1%
青森県	40	31	77.5%	京都府	26	24	92.3%
岩手県	35	27	77.1%	大阪府	43	33	76.7%
宮城県	36	22	61.1%	兵庫県	41	35	85.4%
秋田県	25	25	100.0%	奈良県	39	20	51.3%
山形県	35	21	60.0%	和歌山県	30	27	90.0%
福島県	59	47	79.7%	鳥取県	19	18	94.7%
茨城県	44	33	75.0%	島根県	21	12	57.1%
栃木県	30	28	93.3%	岡山県	27	25	92.6%
群馬県	36	27	75.0%	広島県	23	10	43.5%
埼玉県	70	40	57.1%	山口県	20	5	25.0%
千葉県	56	29	51.8%	徳島県	24	13	54.2%
東京都	62	38	61.3%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	24	72.7%	愛媛県	20	14	70.0%
新潟県	31	20	64.5%	高知県	34	28	82.4%
富山県	15	12	80.0%	福岡県	66	54	81.8%
石川県	19	17	89.5%	佐賀県	20	12	60.0%
福井県	17	16	94.1%	長崎県	23	22	95.7%
山梨県	28	16	57.1%	熊本県	47	47	100.0%
長野県	80	69	86.3%	大分県	18	10	55.6%
岐阜県	42	34	81.0%	宮崎県	28	20	71.4%
静岡県	37	25	67.6%	鹿児島県	45	25	55.6%
愛知県	61	51	83.6%	沖縄県	41	32	78.0%
三重県	29	21	72.4%	合計	1,798	1,340	74.5%

※ 市町村には政令市及び東京都特別区を含む。

2) 施策担当窓口部局に配置している犯罪被害者等施策を担当する職員数

施策担当窓口部局を確定している地方公共団体について、犯罪被害者等施策を担当する職員の人数は、都道府県・政令市では3～5人が約7割を占め、政令市を除く市町村では1～2人が約7割を占めている。

施策担当窓口部局に配置している犯罪被害者等施策を担当する職員数（グラフ）



注) nは担当窓口部局が確定している地方公共団体

担当職員は、都道府県で平均3.64人、政令市で4.71人、市町村で2.29人である。

犯罪被害者等施策を担当する職員数（表）

	自治体数	窓口部局 確定 自治体数	確定割合	記載内容	職員数						平均人数 (人)
					1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	
都道府県	47	47	100.0%	団体数	6	8	14	6	13	0	3.64
				割合	12.8%	17.0%	29.8%	12.8%	27.7%	0.0%	—
政令市	18	18	100.0%	団体数	1	4	4	1	7	1	4.71
				割合	5.6%	22.2%	22.2%	5.6%	38.9%	5.6%	—
小計 都道府県+政令市	65	65	100.0%	団体数	7	12	18	7	20	1	3.92
				割合	10.8%	18.5%	27.7%	10.8%	30.8%	1.5%	—
市町村	1,780	1,322	74.3%	団体数	574	318	178	103	116	33	2.29
				割合	43.4%	24.1%	13.5%	7.8%	8.8%	2.5%	—
合計	1,845	1,387	75.2%	団体数	581	330	196	110	136	34	2.37
				割合	41.9%	23.8%	14.1%	7.9%	9.8%	2.5%	—

※職員数には兼任者や非常勤職員を含む。

市町村の人口規模別の担当職員は、20 万人以上が 2.59 人、1 万人未満では 2.13 人である。専任の職員が配置されている地方公共団体は都道府県 11、政令市 3、市町村 117 団体である。

犯罪被害者等施策を担当する市町村人口規模別職員数（表）

	自治体数	窓口部局 確定 自治体数	確定割合	記載内容	職員数						平均人数 (人)
					1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	
20万人以上	190	129	67.9%	団体数	59	23	18	8	19	2	2.59
				割合	45.7%	17.8%	14.0%	6.2%	14.7%	1.6%	－
10万人～20万人	208	159	76.4%	団体数	55	41	27	11	23	2	2.69
				割合	34.6%	25.8%	17.0%	6.9%	14.5%	1.3%	－
3万人～10万人未満	532	383	72.0%	団体数	139	98	55	43	41	7	2.44
				割合	36.3%	25.6%	14.4%	11.2%	10.7%	1.8%	－
1万人～3万人未満	440	327	74.3%	団体数	145	81	47	22	20	12	2.13
				割合	44.3%	24.8%	14.4%	6.7%	6.1%	3.7%	－
1万人未満	410	324	79.0%	団体数	176	75	31	19	13	10	1.97
				割合	54.3%	23.1%	9.6%	5.9%	4.0%	3.1%	－

専任職員の配置のある地方公共団体（表）

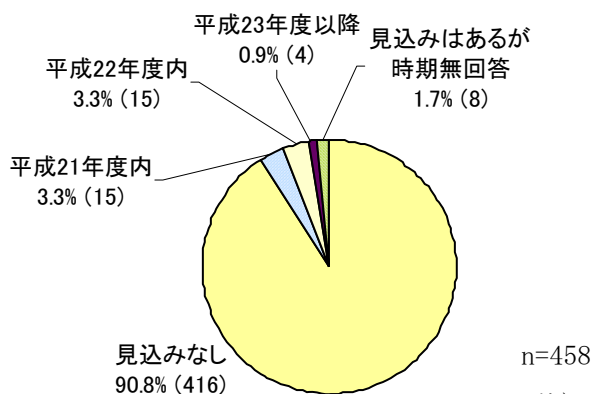
	窓口部局 確定 自治体数	専任職員を配置して いる自治体数	
			職員を 配置
都道府県	47	11	10
政令市	18	3	0
市町村	1,322	117	94

※専任職員、常勤職員数ありとして、その人数を記載した団体

3) 施策担当窓口部局を「確定していない」場合の確定見込み時期

政令市を除く市町村で施策担当窓口部局を「確定していない」地方公共団体は 1,780 市町村のうち、458 市町村（25.7%）である。その中で、確定見込み無しが 90.8%、確定見込みがある中で、今後の確定見込み時期を尋ねたところ、平成 21 年度中までに確定予定の地方公共団体は約 3.3%であった。

施策担当窓口部局を「確定していない」場合の確定見込み時期（グラフ）



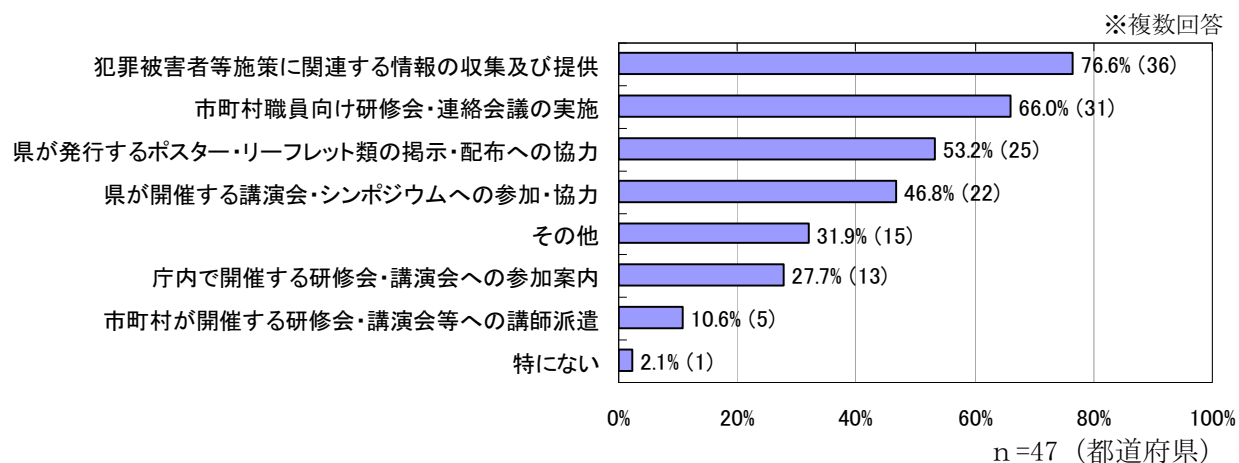
注) n は担当窓口部局が確定していない市町村

4) 都道府県の施策担当窓口部局の、管下の市町村との連携協力について

施策担当窓口部局の、管下の市町村との連携協力について確認したところ、「市町村職員向け研修会・連絡会議の実施」と「犯罪被害者等施策に関連する情報の収集及び提供」が 6 割以上を占めている。

その他の連携協力としては、「ハンドブック作成にかかる協同ワーキング活動」や「具体的な支援への助言や関係機関調整」、「市町村における事業、施設に関する助言」などがあげられている。

施策担当窓口部局の、管下の市町村との連携協力について（グラフ）

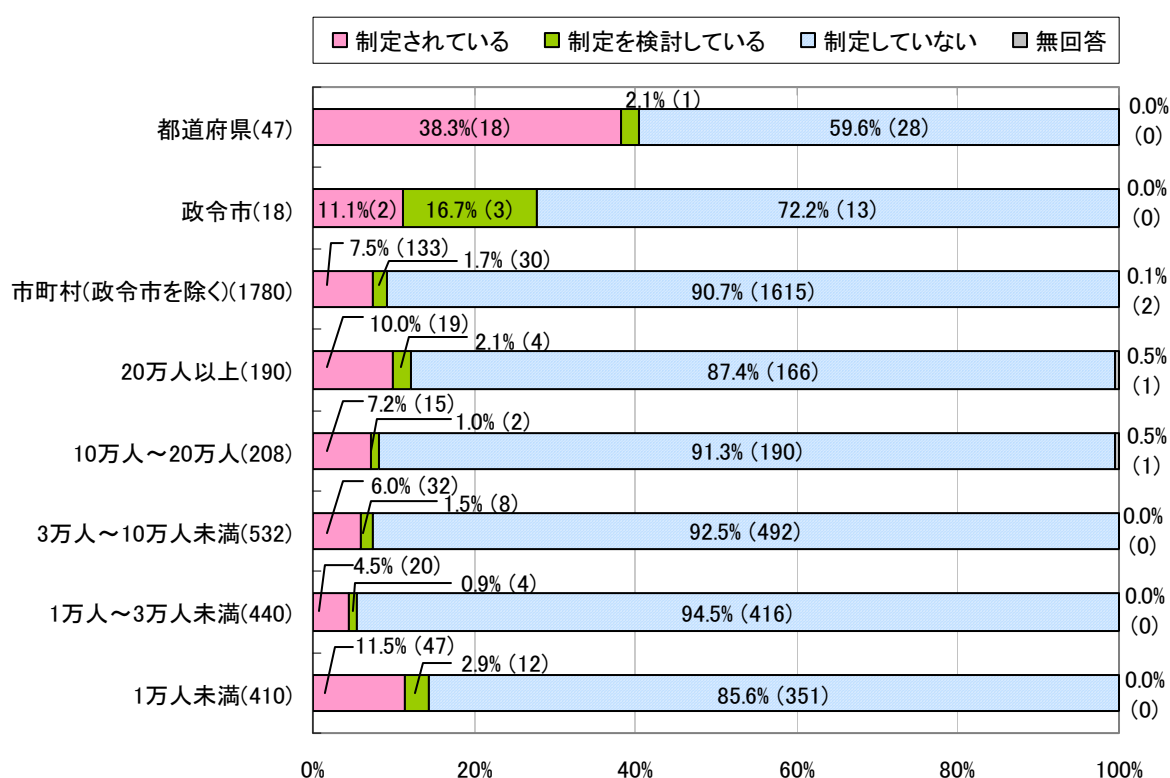


（２）犯罪被害者等施策に関する条例・計画の制定等

1) 犯罪被害者等に対する支援の推進に関する規定を含む条例の制定の有無について

全ての地方公共団体について、犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の有無について尋ねたところ、「制定済み」との回答は、都道府県では約 38.3%、政令市では 11.1%を占めているが、政令市を除く市町村では約 7.5%とわずかである。政令市を除く市町村について人口規模別に見ても、特に顕著な傾向は見られなかった。

犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の制定状況（グラフ）



犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の制定状況（表）

	制定されている		制定を検討している	制定していない	無回答	合計
	制定されている	特化している				
都道府県	18	2	1	28	0	47
政令市	2	0	3	13	0	18
市町村(政令市を除く)	133	57	30	1,615	2	1,780

n=1,845（全地方公共団体）

市町村について都道府県別に見ると、秋田県（76.0%）、滋賀県（61.5%）が多く、次いで北海道（33.3%）となっている。

都道府県別市町村の犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況（表）

都道府県	都道府県 策定状況	市町村数	制定済み 市町村	(%)	都道府県	都道府県 策定状況	市町村数	制定済み 市町村	(%)
北海道	－	180	60	33.3%	滋賀県	－	26	16	61.5%
青森県	－	40	0	0.0%	京都府	○	26	2	7.7%
岩手県	○	35	0	0.0%	大阪府	－	43	3	7.0%
宮城県	◎	36	0	0.0%	兵庫県	○	41	5	12.2%
秋田県	－	25	19	76.0%	奈良県	－	39	0	0.0%
山形県	△	35	0	0.0%	和歌山県	○	30	0	0.0%
福島県	○	59	0	0.0%	鳥取県	○	19	0	0.0%
茨城県	○	44	0	0.0%	島根県	○	21	1	4.8%
栃木県	○	30	0	0.0%	岡山県	－	27	0	0.0%
群馬県	－	36	0	0.0%	広島県	－	23	0	0.0%
埼玉県	○	70	2	2.9%	山口県	－	20	0	0.0%
千葉県	○	56	3	5.4%	徳島県	－	24	0	0.0%
東京都	－	62	3	4.8%	香川県	○	17	0	0.0%
神奈川県	◎	33	3	9.1%	愛媛県	－	20	0	0.0%
新潟県	○	31	3	9.7%	高知県	－	34	0	0.0%
富山県	－	15	0	0.0%	福岡県	－	66	1	1.5%
石川県	－	19	0	0.0%	佐賀県	－	20	0	0.0%
福井県	－	17	1	5.9%	長崎県	－	23	1	4.3%
山梨県	－	28	1	3.6%	熊本県	－	47	4	8.5%
長野県	－	80	0	0.0%	大分県	－	18	0	0.0%
岐阜県	○	42	3	7.1%	宮崎県	－	28	0	0.0%
静岡県	－	37	0	0.0%	鹿児島県	－	45	3	6.7%
愛知県	○	61	1	1.6%	沖縄県	○	41	0	0.0%
三重県	－	29	0	0.0%	合計	18	1,798	135	7.5%

※都道府県制定状況

◎→被害者等支援に特化した条例

○→安心・安全のまちづくりや防犯に関する条例に被害者等支援の項目を盛り込む

△→平成 21 年度中制定

※ 市町村には政令市及び東京都特別区を含む。

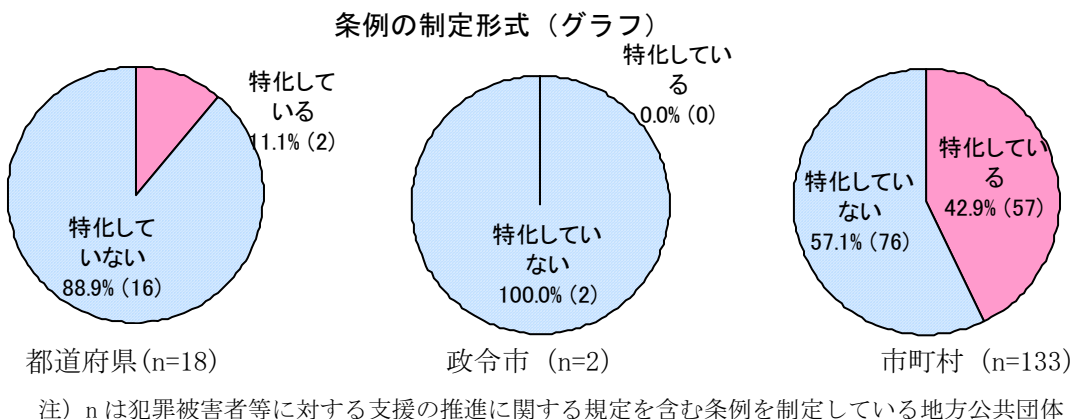
2) 条例の制定形式

犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例を「制定済みである」と回答した地方公共団体について、条例の制定形式について尋ねたところ、「被害者等支援に特化」した条例は約10%で、都道府県は2団体（宮城県：宮城県犯罪被害者支援条例、神奈川県：神奈川県犯罪被害者等支援条例）であり、市町村では以下の57団体であった。

市町村における特化した条例の制定状況（表）

	都道府県	市町村	条例		都道府県	市町村	条例
1	北海道	松前町	松前町犯罪被害者等支援条例	31	山梨県	韭崎市	韭崎市犯罪被害者支援条例
2	北海道	広尾町	広尾町犯罪被害者等支援条例	32	愛知県	犬山市	犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例
3	北海道	本別町	本別町犯罪被害者等支援条例	33	滋賀県	大津市	大津市犯罪被害者等見舞金支給条例
4	秋田県	能代市	能代市犯罪被害者等支援条例	34	滋賀県	彦根市	彦根犯罪被害者等支援条例
5	秋田県	横手市	横手市犯罪被害者等基本条例	35	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市犯罪被害者等支援条例
6	秋田県	大館市	大館市犯罪被害者等基本条例	36	滋賀県	草津市	草津市犯罪被害者等支援条例
7	秋田県	男鹿市	男鹿市犯罪被害者等基本条例	37	滋賀県	守山市	守山市犯罪被害者支援条例
8	秋田県	由利本荘市	由利本荘市犯罪被害者等基本条例	38	滋賀県	栗東市	栗東市犯罪被害者等支援条例
9	秋田県	潟上市	潟上市犯罪被害者基本条例	39	滋賀県	甲賀市	甲賀市犯罪被害者等支援条例
10	秋田県	大仙市	大仙市犯罪被害者等基本条例	40	滋賀県	野洲市	野洲市犯罪被害者支援条例
11	秋田県	北秋田市	北秋田市犯罪被害者等基本条例	41	滋賀県	湖南市	湖南市犯罪被害者支援条例
12	秋田県	にかほ市	にかほ市犯罪被害者等基本条例	42	滋賀県	東近江市	東近江市犯罪被害者等支援条例
13	秋田県	小坂町	小坂町犯罪被害者等基本条例	43	滋賀県	米原市	米原市犯罪被害者等支援条例
14	秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村犯罪被害者等支援条例	44	滋賀県	安土町	安土町犯罪被害者等支援条例
15	秋田県	藤里町	藤里町犯罪被害者等基本条例	45	滋賀県	日野町	日野町犯罪被害者等支援条例
16	秋田県	三種町	三種町犯罪被害者等基本条例	46	滋賀県	竜王町	竜王町犯罪被害者等支援条例
17	秋田県	八峰町	八峰町犯罪被害者等基本条例	47	滋賀県	愛荘町	愛荘町犯罪被害者支援条例
18	秋田県	八郎潟町	八郎潟町犯罪被害者等基本条例	48	京都府	久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例
19	秋田県	井川町	井川町犯罪被害者等基本条例	49	大阪府	摂津市	摂津市犯罪被害者等支援条例
20	秋田県	大潟村	大潟村犯罪被害者等基本条例	50	兵庫県	相生市	相生市犯罪被害者等支援条例
21	秋田県	羽後町	羽後町犯罪被害者等基本条例	51	兵庫県	赤穂市	赤穂市犯罪被害者等支援条例
22	秋田県	東成瀬村	東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例	52	兵庫県	宝塚市	宝塚市犯罪被害者支援条例
23	埼玉県	三芳町	三芳町犯罪被害者等支援条例	53	兵庫県	丹波市	丹波市犯罪被害者等支援条例
24	埼玉県	嵐山町	嵐山町犯罪被害者等支援条例	54	兵庫県	たつの市	たつの市犯罪被害者等支援条例
25	千葉県	成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	55	福岡県	宗像市	宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例
26	千葉県	神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例	56	熊本県	長洲町	長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例
27	千葉県	多古町	多古町犯罪被害者等支援条例	57	熊本県	南阿蘇村	南阿蘇村犯罪被害者等基本条例
28	東京都	杉並区	杉並区犯罪被害者等支援条例				
29	東京都	多摩市	多摩市犯罪被害者等支援条例				
30	神奈川県	寒川町	寒川町犯罪被害者等支援条例				

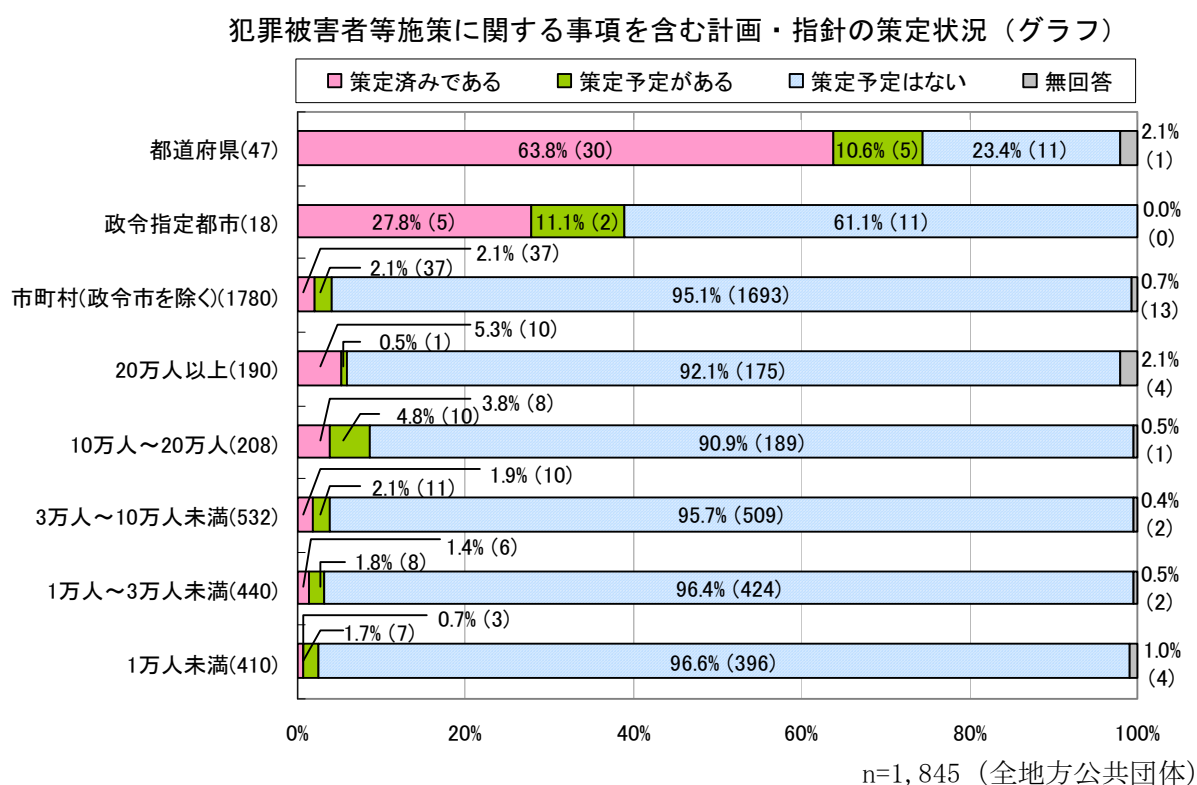
また、「犯罪支援者等支援に特化していない条例」については、安心安全まちづくりや防犯に関する条例に犯罪被害者を支援する規定が盛り込まれているものであった。



3) 犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針の策定状況

全ての地方公共団体について、犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針の有無について尋ねたところ、「策定済みである」又は「策定予定がある」との回答は、都道府県では約 74.4%、政令市では約 38.9%を占めているが、政令市を除く市町村ではごくわずかである。

政令市を除く市町村について人口規模別に見ても、特に顕著な傾向は見られなかった。



市町村について都道府県別に見ると、秋田県（8.0％）、新潟県（9.7％）、京都府（15.4％）、広島県（8.7％）、愛媛県（10.0％）、長崎県（8.7％）が多くなっている。

都道府県別市町村における犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針の策定状況（表）

都道府県	都道府県 策定状況	市町村数	制定済み 市町村	(%)	都道府県	都道府県 策定状況	市町村数	制定済み 市町村	(%)
北海道	◎	180	4	2.2%	滋賀県	◎	26	0	0.0%
青森県	◎	40	0	0.0%	京都府	○	26	4	15.4%
岩手県	◎	35	0	0.0%	大阪府	◎	43	3	7.0%
宮城県	◎	36	2	5.6%	兵庫県	○	41	1	2.4%
秋田県	◎	25	2	8.0%	奈良県	○	39	0	0.0%
山形県	△	35	0	0.0%	和歌山県	○	30	1	3.3%
福島県	△	59	0	0.0%	鳥取県	○	19	1	5.3%
茨城県	○	44	0	0.0%	島根県	○	21	1	4.8%
栃木県	△	30	1	3.3%	岡山県	◎	27	0	0.0%
群馬県	◎	36	0	0.0%	広島県	○	23	2	8.7%
埼玉県	○	70	0	0.0%	山口県	－	20	0	0.0%
千葉県	◎	56	0	0.0%	徳島県	－	24	0	0.0%
東京都	◎	62	3	4.8%	香川県	－	17	1	5.9%
神奈川県	◎	33	0	0.0%	愛媛県	△	20	2	10.0%
新潟県	○	31	3	9.7%	高知県	－	34	0	0.0%
富山県	○	15	0	0.0%	福岡県	－	66	0	0.0%
石川県	－	19	0	0.0%	佐賀県	－	20	0	0.0%
福井県	○	17	0	0.0%	長崎県	◎	23	2	8.7%
山梨県	－	28	0	0.0%	熊本県	◎	47	1	2.1%
長野県	－	80	2	2.5%	大分県	－	18	0	0.0%
岐阜県	○	42	2	4.8%	宮崎県	○	28	0	0.0%
静岡県	○	37	1	2.7%	鹿児島県	－	45	1	2.2%
愛知県	－	61	1	1.6%	沖縄県	◎	41	0	0.0%
三重県	－	29	1	3.4%	合計	34	1,798	42	2.3%

※都道府県制定状況

◎→被害者等支援に特化した計画・指針

○→その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む

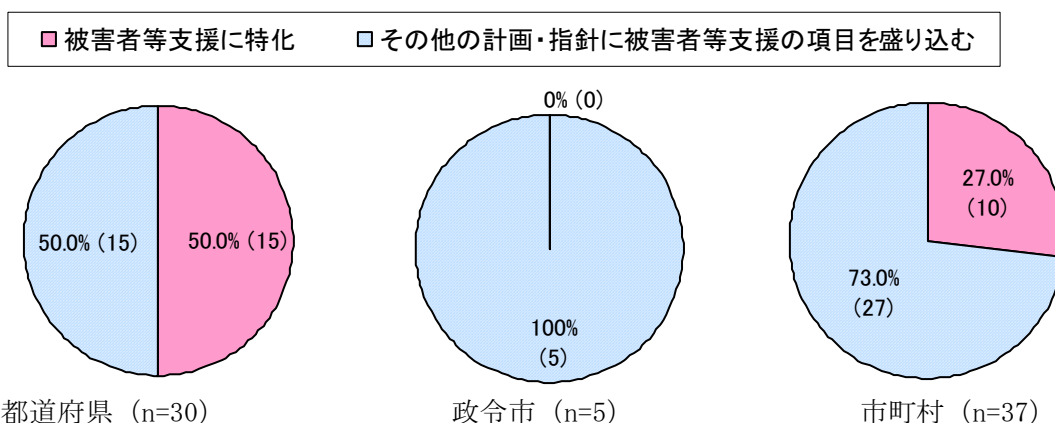
△→平成22年度中（愛媛県のみ21年中）策定

※市町村には政令市及び東京都特別区を含む。

4) 犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針の策定形式

犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を「策定済み又は策定予定である」と回答した都道府県・政令市について、計画・指針の策定形式について尋ねたところ、「安心・安全のまちづくりや防犯に関する計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む」としたものが多くを占めている。

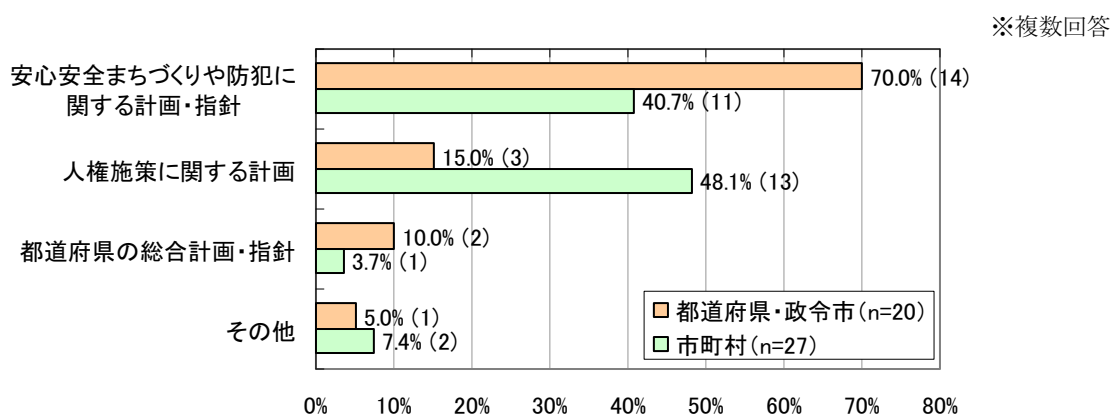
計画・指針の策定形式（グラフ）



注) n は犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を策定する地方公共団体

計画・指針の策定形式について、被害者等支援に特化しない場合、安心安全まちづくりや防犯に関する計画・指針に盛り込む場合が多く、都道府県・政令市では 70.0%、市町村では 40.7%となっている。ただし、市町村では人権施策に関する計画が 48.1%で多くなっている。

その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む場合の対象（グラフ）



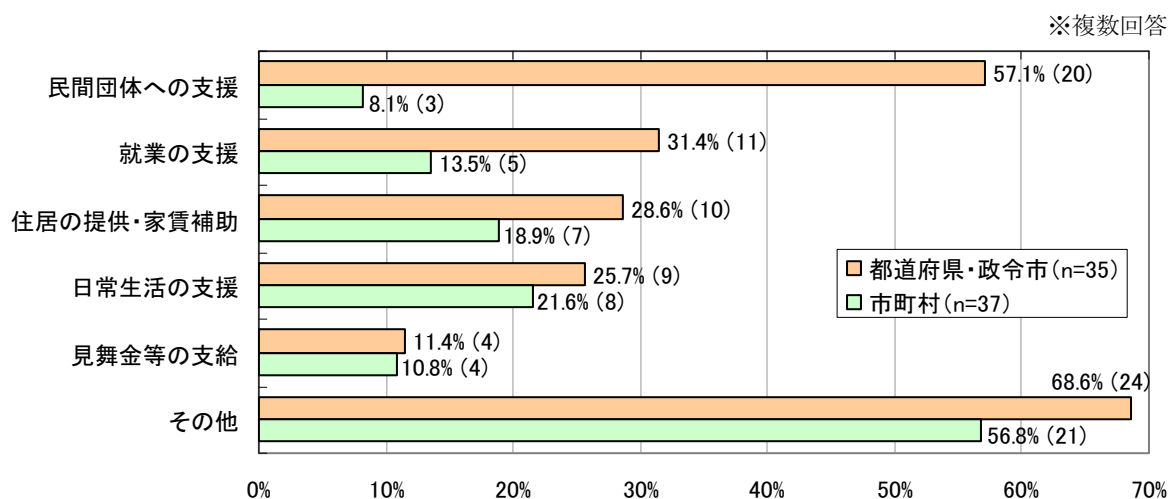
その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む都道府県・政令市 n=20

その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む市町村 n=27

5) 計画・指針に盛り込まれている内容について（複数回答）

計画・指針に盛り込まれている内容について、都道府県・政令市では、「民間団体への支援」が57.1%となっている。また、その他には啓発活動、相談体制充実、他機関との連携があげられている。

その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む場合の対象（グラフ）



犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を策定する都道府県・政令市 n=35

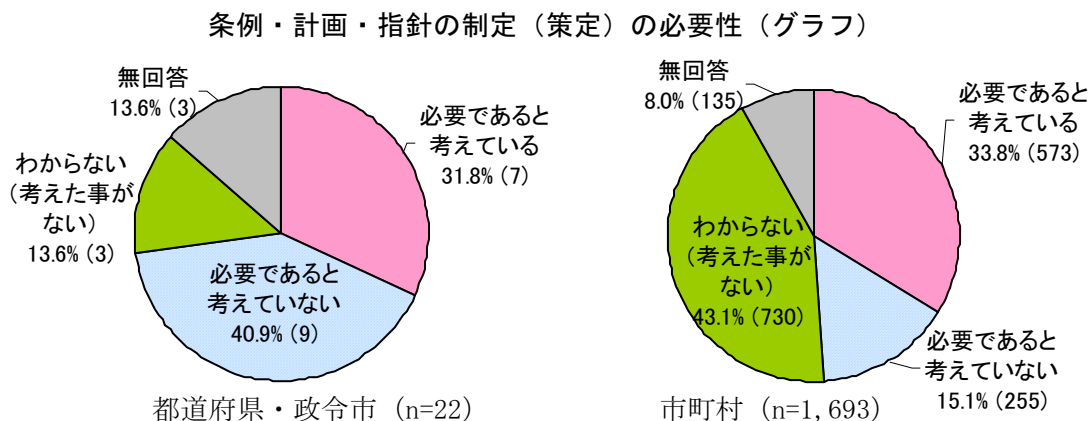
犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を策定する市町村 n=37

計画指針に盛り込むその他の内容 主なものを抜粋（表）

- 啓発
 - ・正しい認識や理解を深める啓発活動、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に努める
 - ・県の制度を広報
- 相談
 - ・関係機関と連携した相談
- 連携
 - ・犯罪被害者等の支援を行う団体等との連携
 - ・国の機関やNPO等の民間との協働により検討
 - ・相談窓口、市町村との連携
- その他
 - ・安全確保
 - ・相談窓口の充実、情報提供等を行う対応窓口の開設をはじめ支援体制づくりを推進
 - ・DV、ストーカー被害者に対する住民基本台帳及び選挙人名簿の閲覧制限
 - ・総合的支援体制の整備、生活資金貸付等
 - ・被害者の支援に立った支援や被害者の心情に配慮した的確な対応の推進等

6) 条例・計画・指針の制定（策定）の必要性

犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画等を「策定予定はない」と回答した地方公共団体について、策定の必要性について尋ねたところ、都道府県・政令市では「必要であると考えている」が31.8%、政令市を除く市町村では33.8%を占めており、必要性を感じながらも策定していない場合が多く見られる。

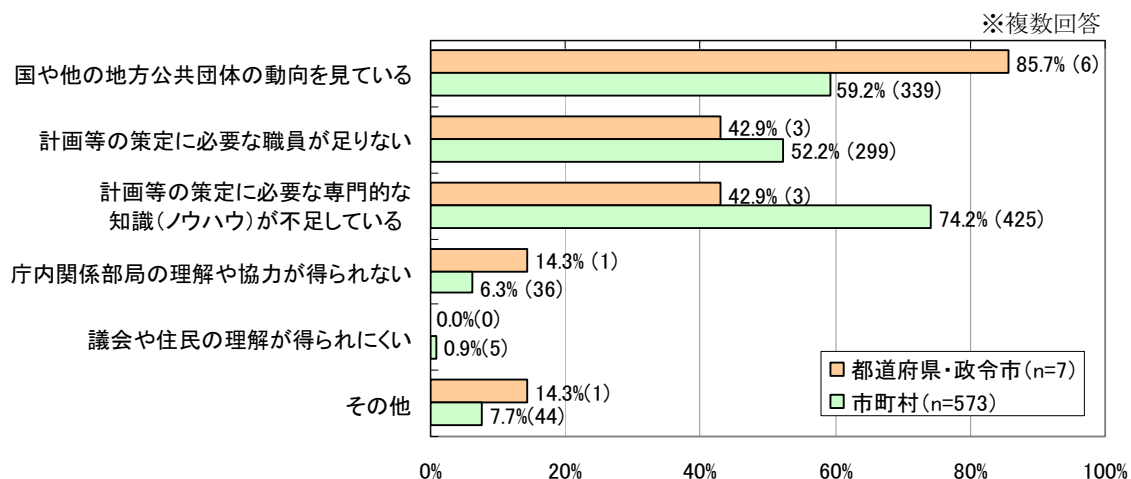


注) n は犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針の制定（策定）予定のない地方公共団体

7) 制定（策定）は必要であると考えているが、制定（策定）の予定が立たない理由

制定（策定）は必要であると考えているが、制定（策定）の予定が立たない理由について、都道府県・政令市では「国や他の地方公共団体の動向を見ている」が85.7%を占めている。市町村では「計画等の策定に必要な専門的な知識（ノウハウ）が不足している」が約74.2%を占めている。

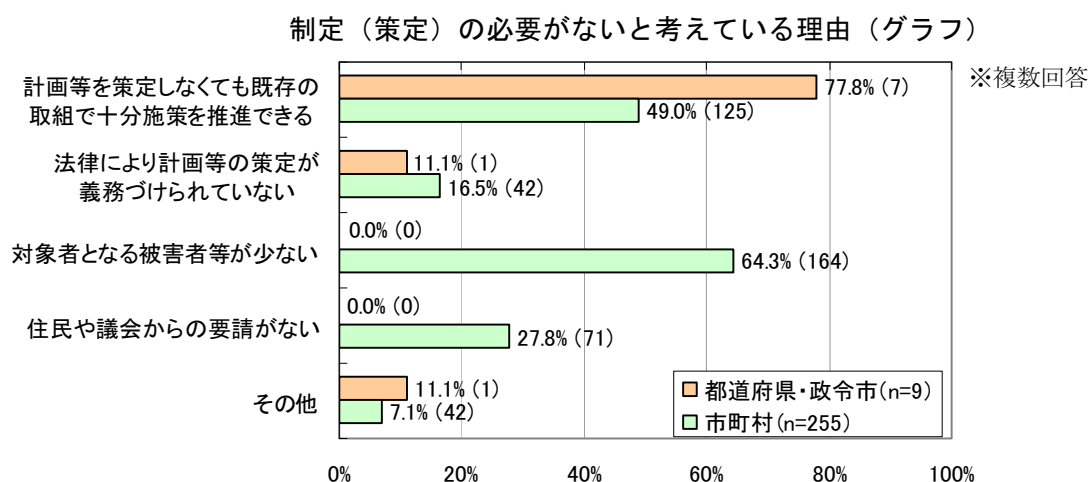
制定（策定）は必要であると考えているが、制定（策定）の予定が立たない理由（グラフ）



注) n は条例・計画・指針の制定（策定）が「必要であると考えている」と回答した地方公共団体

8) 制定（策定）の必要がないと考えている理由

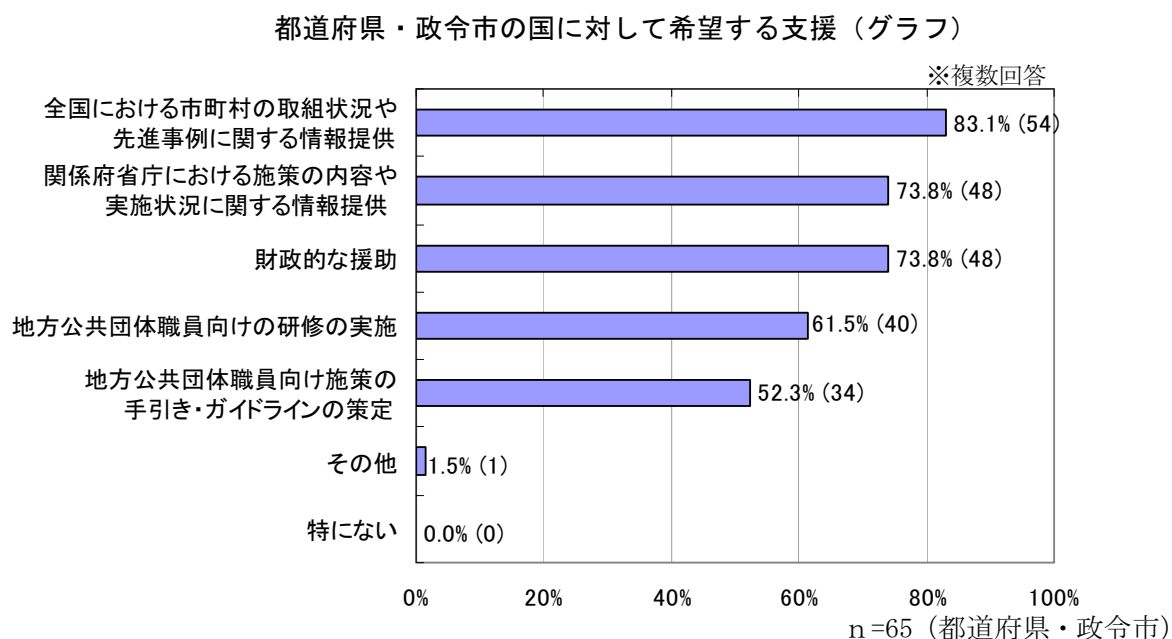
制定（策定）の必要がないと考えている理由について、都道府県・政令市では「計画等を策定しなくても既存の取組で十分施策を推進できる」が 77.8%を占めている。一方、市町村では「対象者となる被害者等が少ない」が 64.3%を占めている。



注) n は条例・計画の制定（策定）が「必要があるとは考えていない」と回答した地方公共団体

9) 国に対して希望する支援（都道府県・政令市）

施策を総合的に推進するにあたって国に対して希望する支援について尋ねたところ、都道府県・政令市では「全国における市町村の取組状況や先進事例に関する情報提供」が 83.1%、次いで「財政的な援助」「関係府省庁における施策の内容や実施状況に関する情報提供」が 73.8%を占めている。



10) 国・都道府県に対して希望する支援（市町村）

市町村(政令市を除く)に対し、施策を総合的に推進するにあたって国や都道府県に対して希望する支援について尋ねたところ、市町村では「市町村職員向けの施策の手引き・ガイドラインの策定」が約 64.2%を占めている。

市町村の国・都道府県に対して希望する支援（グラフ）

